

○横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例

平成17年10月1日
条例第243号

(設置)

第1条 林業経理の改善及び林業従事者等の健康増進並びにコミュニティ活動の促進を図るため、横手市大森林業者等休養福祉施設（以下「休養センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 休養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市大森林業者等休養福祉施設さくら荘
- (2) 位置 横手市大森町字持向165番地

(使用時間及び休館日)

第3条 休養センターの使用時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 休養センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、休養センターの管理に必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休養センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 休養センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、休養センターを使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、休養センターの使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 休養センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 休養センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って休養センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 休養センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、休養センターの管理に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、休養センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 休養センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、休養センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、休養センターを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を休養センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、休養センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、休養センターの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第20条 使用者は、休養センター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、合併前の大森町林業者等休養福祉施設設置条例(昭和57年大森町条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第54号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(令和元年6月19日条例第26号)抄

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月16日条例第14号)

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例中、第6条及び第15条の規定は令和8年10月1日から施行する。
(準備行為)
- 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第6条、第15条関係)

1 宿泊をする場合

(消費税を含む。)

区分				単位	使用料の額
大人	和室	1室1人使用	閑散期	1人1泊につき	9,500円
			繁忙期		12,360円
		1室2人使用	閑散期		8,510円
			繁忙期		11,040円
		1室3人以上使用	閑散期		7,630円
			繁忙期		9,940円
	洋室	閑散期	7,630円		
		繁忙期	9,940円		
小学生			閑散期	6,050円	
			繁忙期	7,920円	
小学生未満		寝具使用	閑散期	2,970円	
			繁忙期	3,960円	

備考

- 使用料の額には、入浴の使用料を含む。
- 繁忙期とは、次の各号に掲げる期間をいう。
 - 4月28日から5月5日まで
 - 8月12日から16日まで
 - 8月最終土曜日
 - 12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 2月第2金曜日及び第2土曜日

3 閑散期とは、繁忙期以外をいう。

2 宿泊をしない場合

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
個室A		1時間	無料
		1時間超	5,610円
個室B		1時間	無料
		1時間超	6,600円
個室C		1時間	無料
		1時間超	7,590円
広間	大人	1時間	無料
		1時間を超え、5時間以内	1人につき 660円
		5時間超	
	小学生	1時間	無料
		1時間を超え、5時間以内	1人につき 330円
		5時間超	
浴室広間	大人	1人1回につき 500円	
	小学生	250円	
入浴	大人	1人1回につき 600円	
	小学生	300円	
	回数券	11枚綴り 6,000円	

備考

- 1 入浴の使用料の額には、入湯税を含む。
- 2 回数券は、1枚につき600円とみなす。
- 3 個室を使用する場合の人数には、幼児を含まない。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、横手市大森コテージに宿泊する者が使用する場合の入浴の使用料は、徴収しない。